

## 「みえ森と緑の県民税」について(お知らせ)

《平成26年4月1日以後に開始する事業年度に適用されます。》

三重県では「災害に強い森林づくり」と「県民全体で森林を支える社会づくり」を進めるため、平成26年4月1日から「みえ森と緑の県民税」をスタートすることになりました。

くらしの安全・安心を守り、豊かな森林を次の世代に引き継いでいくため、皆様のご理解・ご協力をお願いします。

### 導入に際して

森林は土砂災害の防止、水源のかん養、地球温暖化の防止など私たちの生活に欠かすことのできない大切な働きを持っていますが、山村地域の過疎化等により荒廃した森林が増えています。近年、集中豪雨など異常気象が増加していることも考え合わせると、自然災害の発生リスクが高まっていると考えられます。

このようなことから、県では、「災害に強い森林づくり」と「県民全体で森林を支える社会づくり」を進めるため、「みえ森と緑の県民税」を導入することとしました。

### 納める人

- ・ 三重県内に事務所等を有する法人等(法人の県民税均等割の納税義務者)
  - ・ 1月1日現在で三重県内に住所がある個人、家屋敷等を有する個人(個人の県民税均等割の納税義務者)
- ※個人県民税についての詳細は下記、「税のしくみ」ホームページをご確認ください。

### 納める額(法人)

法人の県民税均等割の10%相当額(現行の均等割に加算)

資本金等の額	現行の均等割 (年税額)	みえ森と緑の県民税 (年税額)	納付する均等割 (年税額)
50億円超	800,000円	80,000円	880,000円
10億円超50億円以下	540,000円	54,000円	594,000円
1億円超10億円以下	130,000円	13,000円	143,000円
1千万円超1億円以下	50,000円	5,000円	55,000円
上記以外の法人等	20,000円	2,000円	22,000円

平成26年4月1日以後に開始する事業年度に適用されますので、例えば、事業年度が平成25年4月1日から平成26年3月31日までの法人が、平成26年5月に行う確定申告分については「みえ森と緑の県民税」は適用されず、従来どおりの申告納付となります。

### 納める方法(法人)

現行の法人の県民税均等割額に加えて申告納付します。  
申告書、納付書等の様式に変更はありません。  
電子申告(eLTAX)にも対応しています。

### 税のしくみ

詳しくはこちらをご覧ください。↓

<http://www.pref.mie.lg.jp/ZEIMU/HP/miemoritomidori/miemoritomidori.htm>

# Q&A

## Q 「みえ森と緑の県民税」の使いみちはどのようなものですか。

A 納付いただいた税を活用して、県と市町が「災害に強い森林づくり」と「県民全体で森林を支える社会づくり」を進めてまいります。

具体的には、県は主として「土砂や流木を出さない森林づくり」に、市町(※)は主として「荒廃した里山や竹林の再生」「子どもたちへの森林環境教育」「公共建築物等の木造・木質化」などに取り組みます。

※市町が取り組む事業は、地域の実情に応じて市町が事業内容を決定することとなります。

## Q 法人以外の者(個人)の負担はどのようになっていますか。

A 県内に住所がある方、家屋敷等を持っている方など、個人の県民税均等割を納めている方については、個人の県民税均等割に1,000円上乗せして、ご負担をいただきます。

## Q 申告の方法はどうなっていますか。

A 「みえ森と緑の県民税」は、県民税均等割を超過課税しているものですので、法人の県民税・事業税の申告期限までに、本来の県民税均等割に加算して申告納付いただきます。

なお、申告書、納付書等の様式に変更はありません。

※電子申告(eLTAX)にも対応しています。

## Q 中間(予定)申告はどのように行いますか。

A 平成26年4月1日から開始する事業年度の中間(予定)申告は、本来の均等割の額に「みえ森と緑の県民税」を加算した額の2分の1(通常の場合)を申告納付いただきます。

【例】資本金等の額が8千万円の法人で、事業年度が1年の場合  
 $(50,000+5,000) \times 6 \div 12 = 27,500$ 円を申告納付

## Q 均等割を月割で納付するときにはどのように計算すればよいのですか

A 本来の均等割の額に10%に相当する額を加算したうえで、月割計算を行っていただきます。

【例】資本金等の額が8千万円の法人で、事務所等が存在した期間が4ヶ月の場合  
 $(50,000+5,000) \times 4 \div 12 = 18,300$ 円(100円未満切り捨て)を申告納付

※事務所等が存在した期間が1ヶ月未満の場合は1ヶ月とします。1ヶ月以上のときは、1ヶ月未満の端数を切り捨てて計算します。

## お問い合わせ先

○税のしくみに関すること(相談窓口)	○税の使いみちに関すること	所管市町
桑名県税事務所 ☎0594-24-3613 Eメール wkenzei@pref.mie.jp		桑名市、いなべ市、木曾岬町、東員町
四日市県税事務所 ☎059-352-0577 Eメール hkenzei@pref.mie.jp	四日市農林事務所 森林・林業室 ☎059-352-0655 Eメール ynorin@pref.mie.jp	四日市市、菟野町、朝日町、川越町
鈴鹿県税事務所 ☎059-382-8662 Eメール zkenzei@pref.mie.jp		鈴鹿市、亀山市
津総合県税事務所 ☎059-223-5026 Eメール tkenzei@pref.mie.jp	津農林水産事務所 森林・林業室 ☎059-223-5091 Eメール tnorin@pref.mie.jp	津市
松阪県税事務所 ☎0598-50-0511 Eメール mkenzei@pref.mie.jp	松阪農林事務所 森林・林業室 ☎0598-50-0568 Eメール mnorin@pref.mie.jp	松阪市、大台町、多気町、明和町
伊勢県税事務所 ☎0596-27-5132 Eメール nkenzei@pref.mie.jp	伊勢農林水産事務所 森林・林業室 ☎0596-27-5265 Eメール inorin@pref.mie.jp	伊勢市、鳥羽市、志摩市、玉城町、度会町、南伊勢町、大紀町
伊賀県税事務所 ☎0595-24-8024 Eメール gkenzei@pref.mie.jp	伊賀農林事務所 森林・林業室 ☎0595-24-8142 Eメール gnorin@pref.mie.jp	伊賀市、名張市
紀州県税事務所 ☎0597-23-3419 Eメール okenzei@pref.mie.jp	尾鷲農林水産事務所 森林・林業室 ☎0597-23-3504 Eメール onorin@pref.mie.jp	尾鷲市、紀北町
	熊野農林事務所 森林・林業室 ☎0597-89-6134 Eメール knorin@pref.mie.jp	熊野市、御浜町、紀宝町
総務部 税収確保課 ☎059-224-2128 Eメール zeimu@pref.mie.jp	農林水産部 みどり共生推進課 ☎059-224-2513 Eメール midori@pref.mie.jp	